

第9章 ぼうこう又は直腸機能障害

第1 障害程度等級表解説

- 1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるものをいう。
 - (1) 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態（注11）があるもの。
 - (2) 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注11）及び高度の排尿機能障害（注12）があるもの。
 - (3) 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注13）を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注11）又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注14）があるもの。
 - (4) 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注11）及び高度の排便機能障害（注15）があるもの。
 - (5) 治癒困難な腸瘻（注13）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注14）及び高度の排尿機能障害（注12）があるもの。
- 2 等級表3級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの。
 - (2) 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態（注11）又は高度の排尿機能障害（注12）があるもの。
 - (3) 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻（注13）を併せもつもの。
 - (4) 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態（注11）又は高度の排便機能障害（注15）があるもの。
 - (5) 治癒困難な腸瘻（注13）があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態（注14）又は高度の排尿機能障害（注12）があるもの。
 - (6) 高度の排尿機能障害（注12）があり、かつ、高度の排便機能障害（注15）があるもの。
- 3 等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの。
 - (2) 治癒困難な腸瘻（注13）があるもの。
 - (3) 高度の排尿機能障害（注12）又は高度の排便機能障害（注15）がある

もの。

4 障害認定の時期

- (1) 腸管のストマ、あるいは尿路変向（更）のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。

「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」（注1 1）の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ造設後6か月を経過した日以降の場合はその時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月を経過した日以降、再申請により再認定を行う。

- (2) 「治癒困難な腸瘻」（注1 3）については、治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する。

- (3) 「高度の排尿機能障害」（注1 2）、「高度の排便機能障害」（注1 5）については、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。特に先天性鎖肛に対する肛門形成術後の場合は、12歳時と20歳時にそれぞれ再認定を行う。

(注1 1) 「ストマにおける排尿・排便（又はいずれか一方）処理が著しく困難な状態」とは、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設個所のため、長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態のものをいう。

(注1 2) 「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。

(注1 3) 「治癒困難な腸瘻」とは、腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔（腸瘻）から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖の見込みのない状態のものをいう。

(注1 4) 「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」と

は、腸瘻においてストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。

- (注15) 「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術（注16）に起因し、かつ、
- ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態
 - イ 1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態
- のいずれかに該当するものをいう。

- (注16) 「小腸肛門吻合術」とは、小腸と肛門歯状線以下（肛門側）とを吻合する術式をいう。

- (注17) 障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

第2 身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、ぼうこう機能障害の場合は、

- ① 「尿路変向（更）のストマ」を造設しているか。
- ② 「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」があるか。
- ③ 「高度の排尿機能障害」があるか。

等の諸点について判定し、直腸機能障害の場合は、

- ① 「腸管のストマ」を造設しているか。
- ② 「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」があるか。
- ③ 「治癒困難な腸瘻」があるか。
- ④ 「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」があるか。
- ⑤ 「高度の排便機能障害」があるか。

等の諸点について判定することを主目的とする。

記載すべき事項は、障害名、その原因となった疾患、手術、日常生活における制限の状態、障害の認定に関する意見、具体的所見である。

- (1) 「身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害用）」について

- ア 「①障害名」について

「ぼうこう機能障害」「直腸機能障害」と記載する。ただし、この障害名だけでは障害の状態が具体的ではないので、「ぼうこう機能障害(ぼうこう全摘、回腸導管)」「ぼうこう機能障害(尿管皮膚瘻)」「ぼうこう機能障害(高度の排尿機能障害)」「直腸機能障害(人工肛門)」「直腸機能障害(治癒困難な腸瘻)」「直腸機能障害(高度の排便機能障害)」等と記載する。

イ 「②原因となった疾病・外傷名」について

「ぼうこう腫瘍」「クローン病」「潰瘍性大腸炎」「直腸腫瘍」「二分脊椎」「先天性鎖肛」等、原因となった疾病名等を記載する。

ウ 「④参考となる経過・現症」について

経過については通常のカルテの記載と同様であるが、現症については身体障害者診断書の現症欄であるので、ぼうこう機能障害の状態(尿路変向(更)の状態あるいは高度の排尿機能障害の状態等)、直腸機能障害の状態(腸管のストマの状態あるいは高度の排便機能障害の状態等)と、そのために日常生活活動がどのように制限されているのかを記載する。

エ 「⑤総合所見」について

認定に必要な事項、すなわち尿路変向(更)の種類、腸管のストマの種類、高度な排尿又は排便機能障害の有無、治癒困難な腸瘻の種類、その他軽快の見込みのないストマや腸瘻等の周辺の皮膚の著しいびらんの有無、又は日常生活活動の制限の状態等を記載する。

なお、症状の変動が予測される場合は、将来の再認定時期についてもその目処を記載する。

オ 「ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見」について

a 「3. 障害程度の等級」について

該当する等級の根拠となる項目の□に✓を入れる。

b 「2. ぼうこう機能障害」について

「ぼうこう機能障害」については、尿路変向(更)のストマがあるか、あるいは神経因性ぼうこうによる高度の排尿機能障害があるか等について判定する。

尿路変向(更)のストマについては、種類と術式について記載するとともに、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって記載する。また、ストマの部位や

びらんの大きさ等については、詳細に図示する。

高度の排尿機能障害については、神経障害の原因等について診断書の項目にそって記載するとともに、カテーテル留置や自己導尿の常時施行の有無等の状態・対応についても記載する。

c 「3. 直腸機能障害」について

「直腸機能障害」については、腸管のストマがあるか、あるいは治癒困難な腸瘻があるか、あるいは高度の排便機能障害があるかについて判定する。

腸管のストマについては、種類と術式について記載するとともに、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって記載する。また、ストマの部位やびらんの大きさ等については、詳細に図示する。

治癒困難な腸瘻については、現疾患と瘻孔の数について記載するとともに、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって記載する。また、腸瘻の部位や大きさ等については、詳細に図示する。

高度の排便機能障害については、原疾患等を診断書の項目にそって記載するとともに、完全便失禁や用手摘便等の施行の有無等の状態・対応についても記載する。

2 障害程度の認定について

(1) ぼうこう機能障害のみの等級について

ぼうこう機能障害単独であっても、「尿路変向（更）のストマ」や「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」あるいは「高度の排尿機能障害」の合併状況によって、障害程度は3級から4級に区分されるので、身体障害認定基準に照らして的確に確認すること。

なお、ぼうこうが残っていても、尿路変向（更）例は認定の対象とする。

(2) 直腸機能障害のみの等級について

直腸機能障害単独であっても、「腸管のストマ」や「治癒困難な腸瘻」あるいはこれらの「排便処理の著しく困難な状態」又は「腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」、さらには「高度の排尿・排便機能障害」の合併によって、障害程度は1級、3級、4級に区分されるので、身体障害認定基準に照らして的確に認定すること。

(3) ぼうこう機能障害と直腸機能障害が合併する場合について

ぼうこう機能障害と直腸機能障害とが合併する場合は、それぞれの障害におけるストマや腸瘻の有無、さらにはこれらの「排尿・排便又は排泄処理が著しく困難な状態」等によっても等級が1級あるいは3級に区分されるため、身体障害認定基準に照らして的確に認定すること。

(4) 障害認定の時期は、ストマ造設の有無や、排尿・排便処理が著しく困難な状態の有無、あるいは先天性であるかどうかなどの状態によって認定の時期が異なるため、身体障害認定基準に基づいて的確に認定する。また、適宜再認定を行うことが必要となるものもあり、この点についても十分に留意すること。

(5) 合算して等級があがる例について

合併する肢体不自由等の項で障害認定を受けているものは、両者を合算して等級があがる場合があるので両者の関係で留意すること。